令和８年度

事　業　計　画

我孫子市こども発達センター

目　次

第１章　我孫子市こども発達センターの事業

１．運営目的 ・・・

移行支援

１．就園説明会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２．就学相談　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
３．「ライフサポートファイル」配布事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

システム・整備

１．療育・教育システム連絡会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
１）療育専門委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
２）就学移行期部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
３）学齢期部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
４）児童通所支援部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
５）ライフサポートファイル部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
６）医療的ケア児等支援部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
２．施設整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
３．千葉県障害児等療育支援事業の受託　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
４．千葉県通園施設連絡協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

第１章　我孫子市こども発達センターの事業

１．運営目的

発達に支援が必要な子どもが、家庭や地域で日常生活を円滑に送るために、療育や指導を通して、必要な動作や技術が身につけられるよう、心身の発達の支援を行います。また、その子どもの保護者からの相談に応じることで、すこやかな親子関係づくりをすることを目的としています。

〇子どもの発達状況に応じた療育支援をめざします。
〇すこやかな親子関係づくりをめざします。
〇地域で共に育ちあえる療育システムづくりをめざします。

２．運営方針

第３期我孫子市子ども発達支援計画に基づき、関連機関と連携し、発達に支援が必要な子どもとその保護者に対し、ライフステージに応じた一貫した支援体制を構築します。

３．対象者

原則として市内に居住する、０歳から１８歳までの子どもとその保護者とします。

４．職員構成

職名・職種	正職員	会計年度職員	非常勤職員	合計実働人数
所長	１			常勤換算　１名
副所長	１			常勤換算　１名
ケースワーカー （社会福祉士）	１	１		常勤換算　１．８名
心理相談員 （時短職員１名含む）	４	４		常勤換算　６．４名
理学療法士	１			常勤換算　１名
作業療法士	２	１		常勤換算　２．６名
言語聴覚士	２	３		常勤換算　３．６名
児童発達支援管理責任者	１			常勤換算　１名
保育士	５			常勤換算　５名
児童発達支援員		１０		常勤換算　８．８名
看護師		２		常勤換算　１．３名
管理栄養士	１			常勤換算　０．９名（あらき園と兼務）
医療相談員			１	非常勤の小児神経科医師
小児科医			１	非常勤特別職の小児科医師
事務職	１	１		送迎車両運転業務兼務 常勤換算　１．９名
相談支援専門員	１	２		常勤換算　２．９名
合　計	２１	２４	２	常勤換算　３９．２名

（令和８年４月１日）

５．主要業務

事　業	内　　容
早期発見の促進	保健センターでの相談業務・職員派遣（幼児健康診査、子育て相談） 初回面接、処遇会議、医療相談の実施 親子教室（たんぽぽ教室）の開室
発達支援の拡充	外来療育（個別療育・集団療育） 補装具・日常生活用具相談 児童発達支援事業所「ひまわり園」（統合保育、部分統合保育、交流保育） 保育所等訪問支援事業所「おひさま」 相談支援事業所「なの花」
家族支援の充実	ケースワーカーによる相談・調整 専門職（ＰＴ・ＯＴ・ＳＴ・心理相談員）による発達評価、発達相談・学童相談、父母会（ひまわり園）、ペアレントプログラム、子育てセミナーの開催
地域支援	巡回相談、施設訪問相談、実習生・体験学習の受け入れ、視察対応、講師としての職員派遣、すくすく学習会の開催、障害児通所支援事業所に対する地域支援事業
移行支援	就園説明会、就学相談、ライフサポートファイル
システム・整備	療育・教育システム連絡会の運営、施設整備など

第２章　事業計画

早期発見の促進

発達に支援が必要な子どもや障害がある子どもの早期発見・早期支援のために、医療機関や健康づくり支援課保健師と連携します。また、育てづらさを感じている保護者への相談や育児支援をできるだけ早い時期から開始できるよう、保護者の不安に寄り添い、保護者の主体性をもとに子どもの発達への支援をスタートできるような体制づくりを行います。

１．保健センターでの相談業務

理学療法士、心理相談員を保健センターの幼児健康診査（１歳６か月児健康診査・３歳児健康診査・５歳児健康診査）や子育て相談に派遣します。運動発達・言語発達・情緒面・行動面・社会性・親子関係の問題等に対して、保護者が安心して子育てができるように心理相談・発達相談を行います。また、子どもの発達状況に応じてこども発達センターの相談や他機関につなげます。

２．ケースワーカーによる相談・調整

他機関からの紹介や保護者からの相談申し込みに対して、速やかに相談を受け付け、相談や療育支援につなぐため、ケースワーカーが中心となって調整を行います。発達の各段階において、「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に置いて、保護者が子どもの発達状況や発達特性について適切に理解し、受け入れられるよう支援を行います。

１）初回面接

相談の申し込みがあった子どもの発達状況とその保護者の主訴を把握します。この情報を処遇会議で検討する資料とします。

＜実施日時＞　月曜日から金曜日　予約制

＜担当職員＞　ケースワーカー、心理相談員

＜事業内容＞　①保護者より、主訴と子どもの発達歴、生育歴についての情報を得ます。
②子どもの発達状況を発達検査、知能検査を用いて評価し、客観的に把握します。
③保護者にこども発達センターの機能・今後の流れについて説明します。
※保護者・子どもの状況に応じて、初回面接前にも相談に応じます。

２）処遇会議

初回面接後の子ども、または経過観察の子ども、こども発達センターを利用している子どもについて、処遇の検討・確認を行います。医療的ケアが必要な子どもの支援を行う場合は、医師の判断に基づき、自宅で行っている医療行為の確認を行います。

＜実施日時＞　週１回　原則火曜日（１６：００～１７：００）

＜担当職員＞　相談・療育係職員

３）医療相談

小児科医が発達相談および診断を行い、子どもの発達状況等について医師としての見立てを保護者や職員に伝えます。

＜実施日時＞　原則第３木曜日　１４時～１７時

＜担当職員＞　小児科医、ケースワーカー

＜事業内容＞ 医学的な意見が必要な場合、または保護者からの申請により、ケースワーカーが日程調整を行います。職員からの勧めで相談する場合もあります。

３．親子教室（たんぽぽ教室）

１歳６か月児健康診査後、子育て相談及び保健指導において、社会性の発達（言葉の遅れ、多動など）で経過観察が必要とされた子どもを対象に、親子教室を実施します。ここでは、アセスメントを行うとともに、保護者との信頼関係を築きながら、子どもの現状を共通理解し、発達支援や療育機関へのつなぎを目的とします。

＜実施日時＞ 月２回　第２・４火曜日　１０時３０分～１２時００分

＜担当職員＞ ケースワーカー、心理相談員、保育士

＜事業内容＞ こども発達センターを会場とし、遊びの提供や親との面接を通して発達状況を確認しながら経過観察を行います。

参加できる子どもの年齢は２歳３か月までとし、たんぽぽ教室を紹介する際の年齢の上限は、概ね２歳０か月とします。

発達支援の拡充（充実）

乳幼児期は、障害の有無に関わらず、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期です。子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分配慮しながら、子どもの成長を支援していきます。初回面接を経て処遇会議で療育支援が必要と認められた子どもに対して、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員が個別や集団で評価・療育をします。

１．外来療育

１）個別療育

処遇会議にて個別療育が必要と判断し、保護者の同意を得て療育が開始となります。家庭状況を含めて親子関係を把握し、保護者が子どもとより良い関係を築けるように援助すること、子どもの発達状況に応じた支援、将来にわたる生活を考慮した療育・相談を個別に行います。

＜実施日時＞　月曜日～金曜日　９時～１６時　予約制　原則月１回　約４５分

※子どもの発達状況やご家庭の事情に合わせて療育頻度は異なります。

＜事業内容＞　①個別の支援計画を作成し、支援をすすめていきます。

②家族に対して子どもの発達を促す介助方法、遊びなどの助言を行います。

③他の職員との情報交換を行うことで、より良い療育を目指します。

④必要に応じて、保護者の了解の下、より良い療育のために関係機関と情報交換などを行います。

＜個別療育の内容＞

理学療法

理学療法士が運動の発達に支援が必要な子どもに対して、粗大運動や運動機能、日常生活の姿勢・動作の獲得・改善に向けて療育・相談を行います。

作業療法

作業療法士が発達に支援が必要な子どもに対して、運動機能・手指機能・日常生活技能・学習基礎能力・感覚の問題などに対し、環境設定や道具の選定のアドバイスや療育・相談を行います。

言語聴覚療法

言語聴覚士が、言語発達の遅れや発音の誤り、吃音のある子ども、コミュニケーションに支援が必要な子どもに対して、療育・相談を行います。

家庭療育指導

心理相談員が、全体的な発達への支援、落ち着きのなさや対人意識の向上、コミュニケーションに支援が必要な子どもに対して、療育・相談を行います。また、家庭状況を含めて親子関係を把握し、保護者が子どもとより良い関係を築けるように援助します。

2）集団療育

乳児集団療育

理学療法士、心理相談員が、集団にて親子遊びや、感覚・運動遊び、ことば遊びなどを通して、からだ・ことばの発達、友達を意識することなどを促していきます。

＜実施日時＞ １歳児：第４水曜日　１１時００分～１１時５０分
２歳児：第３水曜日　１０時３０分～１１時５０分

＜事業内容＞ ①１、２歳児を対象に各曜日で月１回行います。
②子どもの運動発達やコミュニケーション、日常生活動作について、保護者の相談に応じます。
③保護者に対して子どもの発達を促す介助方法、遊びなどの助言を行います。
④必要に応じて、就園等についての相談に応じます。

幼児集団療育

作業療法士、言語聴覚士、心理相談員が、集団にて運動遊びや制作、ことば遊びなどを通して、集団活動でのルール理解や、からだ・ことばの発達を促します。

＜実施日時＞ ３歳児：第３水曜日　１５時～１５時５０分
４歳児：第４月曜日　１５時～１５時５０分
５歳児：第４水曜日、第４木曜日　１５時～１５時５０分

＜事業内容＞ ①３～５歳児を対象に、各曜日で月１回行います。前期・後期制です。
②保護者に対して子どもの発達を促す介助方法、遊びなどの助言を行います。
③子どもの発達や集団生活での困り感について、保護者の相談に応じます。
④必要に応じて、就学等についての情報を提供し相談に応じます。

3）補装具・日常生活用具相談

補装具・日常生活用具について、子どもの身体の状況をふまえた助言を行います。

＜実施日時＞ 補装具相談　　月曜日～金曜日　９時～１６時　予約制
日常生活用具相談　月曜日～金曜日　９時～１６時　予約制

＜担当職員＞ 理学療法士・作業療法士

＜事業内容＞ ①子どもの運動機能を評価し、適切な補装具についての助言をします。
②子どもの生活状況を把握し、補助具の使用など日常生活において改善することができるかを検討します。

２．児童発達支援センター

児童発達支援センターとは、児童福祉法に定められた施設です。発達に支援が必要な子どもや障害をもつ子どもへの療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を支援する施設への援助・助言を行う、地域の中核的な支援施設として位置づけられています。

１）児童発達支援事業所「ひまわり園」

「ひまわり園」は、児童福祉法に定められた児童発達支援事業所であり、我孫子市が認めた０歳から就学前までの子どもとその保護者が利用できます。利用は通所給付費の支給決定を受けた子どもが対象となります。

事業の目的は、心身の発達に支援が必要な子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、社会適応能力を獲得することで集団生活に適応できるよう、心身の発達を支援することです。保護者が子どもとともに通園することによって子どもへの理解を深められるよう、家族支援を行います。また、必要に応じて他職種の職員と連携を図りながら、保育士、児童発達支援員が療育支援を行います。

（１）利用内容

＜実施日時＞　月曜日～金曜日
幼児組（３歳児以上）　１０時～１４時
乳児組（０歳～２歳児）１０時～１３時

＜利用日数＞　乳児・幼児（０歳児～５歳児）　　最大　週５日
併用児（幼稚園・保育園・認定こども園在籍児童）　おおむね週１～２日
※原則、保護者同伴での利用となります。
※利用人数が定員を超えた場合、既定の日数では対応できないこともあります。

＜休 園 日＞　土曜日・日曜日・祝祭日・休館日及び在宅期間（春季・夏季・冬季）

＜定　　員＞　１日あたり３０人

＜通園方法＞　自力での登降園です。
※自家用車を所有していない方を対象に、送迎バスを運行しています。利用を希望される方は契約時及び進級時の申請となります（年度ごとの申請）。

（２）利用者負担額

児童福祉法に基づき児童発達支援の使用料を徴収します（所得に応じた負担上限額あり）。こども発達センターが納入通知書を発行し、各自で金融機関にて納入していただきます。

また、国からの支援として、満３歳になって初めての４月１日から３年間、使用料が無償になります。

（３）給食

ひまわり園に通園している子どもと保護者に対し、給食を提供します。

＜運営方式＞ 親子方式（あらき園内の給食室で調理）

＜担当職員＞ 管理栄養士、給食調理員（株式会社メフォス）
調理業務は民間委託により実施し、献立作成、栄養管理、発注業務は、こども発達センターの管理栄養士（あらき園と兼務）が担当します。

＜目　　的＞ ひまわり園の給食は、主食とおかずを提供する完全給食とし、日本人の食事摂取基準を活用したバランスの良い食事を通じて、子どもの健やかな成長及び健康の維持を支援します。また、安心して食事に向き合える時間を大切にしながら、食事を楽しむ気持ちや生活習慣の形成を育みます。

＜事業内容＞ ①子どもの発達段階や食べる力、生活状況に応じて、食品の種類、量、大きさ、固さ等の調理形態に配慮します。

②口の動きや飲み込みの様子に応じ、クラス担任・関係職種と連携しながら安全で無理のない食事支援を行います。

③食物アレルギーや体調、服薬等の理由により特定食品への配慮が必要な子どもについては、医師の診断及び指示に基づき、除去食等の個別対応を行います。誤配・誤食防止のため、専用の食缶を用い、給食調理員からクラス担任へ直接受け渡しを行います。

④我孫子市の方針に基づき、日本型食生活を推進するため、米飯給食は週４回程度とし、提供する米は我孫子市産コシヒカリを使用します。

⑤食中毒防止及び衛生管理の観点から前日調理は行わず、調理後２時間以内に喫食できるよう努めます。

⑥子どもの体調、食事量、生活リズム等を踏まえ、必要に応じて提供量や提供方法について柔軟に調整します。

⑦毎月、予定献立表及び給食だよりを発行し、家庭と情報共有を行います。

（４）摂食セミナー（職員学習会）

外部講師を招いて、摂食嚥下に関する学習の機会を設けます。

＜開 催 日＞ 年２回（令和８年度は９月４日（金）、２月１８日（木）に開催予定）

＜事業内容＞ ひまわり園に通園している子どもに対し、歯科医師が給食場面を巡回し摂食指導を行います。あわせて、こども発達センターの職員に対して、その内容を用いて事例検討形式での学習会を行います。

（５）個別支援計画の作成

５領域に基づいた児童発達支援計画（個別支援計画）を、子どもの状況を踏まえて児童発達支援管理責任者が作成します。また、決定および変更に際しては子どもの保護者に説明するとともに、同意を得て行います。決定された個別支援計画に基づき、療育支援を行います。

※入園後、半期に１度、個別面接を行い、個別支援計画の見直しを行います。

（６）児童発達支援の内容

種　　類	内　　容
日常生活における基本動作及び知識技能の習得	・児童発達支援計画（個別支援計画）に基づき、着脱衣、排せつ、食事等の身辺自立にかかわる基本的な日常生活動作習得のための支援をします。 ・個別面談、介助指導を通して、子どもの発達状況を保護者とともに確認し、家庭での取り組みについて支援します。
集団生活への適応のための支援	・小集団活動、集団遊び、自由遊びを通して、運動能力、身体感覚、コミュニケーション能力、集中力を含めた集団適応力習得のための支援をします。

その他子どもの状況に応じた適切な支援	・季節に合わせた行事、レクリエーション、部分統合保育、交流保育等を行います。
送迎サービス	・自家用車を所有していない方を対象に、通園バスを運行します。

（7）健康管理

＜担当職員＞ 看護師

＜事業内容＞ ①嘱託医による小児科健診を行います（子ども一人につき年２回実施予定）

②千葉県歯科医師会による心身障害児（者）歯科保健巡回診療指導事業ビーバー号巡回歯科健診を年１回行います。また、心身障害児（者）歯科保健巡回診療指導事業ビーバー号巡回歯科健診未受診者を対象に、健康づくり支援課の歯科衛生士による歯みがき指導を行います。

③保健調査票、アレルギー調査票、けいれん調査票等による健康管理を行います。

④身体測定を行います。（子ども一人につき月１回実施予定）

⑤感染性疾患の蔓延を防止することを目的として、体温・体調チェックリストの記入を行います。

⑥麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、流行性角結膜炎等に罹患したときは、保護者に登園許可証明書の提出を依頼します。

⑦インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌感染症、手足口病、ウィルス性胃腸炎、RS ウィルス感染症等に罹患したときは、保護者に登園届の提出を依頼します。

⑧保護者分離登園の子どもについて、健康状態に関する情報提供及び医療的ケアに関する医師指示書の提出がある場合は、医師の指示に基づき対応します。

⑨医療的ケアが必要な子どもについて、健康状態に関する情報提供及び医療的ケアに関する医師指示書の提出が必須となり、それに基づき医療的ケアを行います。

（8）保護者分離支援について

＜内　　容＞ 単独通園

＜目　　的＞ 保護者と分離し、小集団において１人でできることを増やします。

＜分離日数＞ 親子登園日２日/月を除く週３～５日　※送迎は保護者が行います。

＜対 象 者＞ 週４日以上ひまわり園を利用している３歳～５歳児を基本としていますが、子どもの状況に応じて（医療的ケアが必要な子ども等）分離を行っています。

＜開始時期＞ 子どもの発達状況を踏まえて、保護者と話し合い時期や頻度を決定します。

※新入園児・単独通園を経験していない子どもは、新しい環境に慣れるために保護者と登園をしていただきます。子どもの適応状況などにより、単独通園の開始時期を決定します。単独通園開始までの親子登園日数の目安は５日間程度です。子どもの様子により、日数の変更をお願いする場合があります。

＜その他の支援＞

支援の種類	内 容	対 象 者	期間及び回数
年長児 バス停分離	就学移行支援として、卒園後の進路先へバスを利用して通学することが決定した年長児に対し、単独でのバス通園を行います。	週4日以上ひまわり園を利用している年長児のうち、卒園後の進路先へバスを利用して通学することが決定した子ども ※安全に乗車ができない場合は保護者と相談し、実施について検討します。	就学先が決定してから、 週1～2日程度 （開始目安：1月） ※単独通園の日に限ります。
出産時 単独通園	母親の産前産後期間、単独での登園を支援します。 ※バス停分離希望の場合はご相談ください。	幼児組（3歳児～5歳児）で週4日以上ひまわり園を利用している子ども ※乳児組（0歳児～2歳児）の方は対象となりません。 ※自宅に養育者が他にいない場合に限ります。	産前6週・産後8週間 ※母子手帳の写し（予定日等が分かる部分）の提出をお願いします。
きょうだいの 同伴通園	きょうだいも一緒に登園することを承認します。	全園児	きょうだい（弟または妹）が生後8週から生後6か月未満までの期間に限ります。
臨時対応 分離	検討会議で決定された期間、児童単独での登園を支援します。	検討会議で分離が必要と判断された子ども	検討会議で決められた期間及び回数

（9）保護者支援

保護者が子どもの状況を理解し、子育てに自信を持って取り組めるように援助します。
また、父母会等保護者の交流の場を提供し、仲間づくりを支援します。

（１０）主な年間行事予定

内 容	日　　程
防災訓練	月１回（乳児組・幼児組対象）
療育参観	9月 ・ 11月
お別れウイーク	3月
卒 園 式	3月
誕生会	随時
交流保育	随時
父母会	随時 ※父母会入会者が対象となります。

※誕生会は週４日以上利用の幼児組の子どもを対象に行っています。

（１１）交流保育

週４～５日ひまわり園を利用している３歳児、４歳児、５歳児を対象に、保育園、認定こども園の子どもとの交流を通じて、さまざまな活動を体験することを目的に実施します。

＜実施内容＞ ①期間は原則５月から翌年２月です。実施時間、実施回数は実施園との協議の上、決定します。
②保育士・児童発達支援員のいずれかが同伴します。
③実施内容は、実施園との協議の上、決定します。

（１２）部分統合保育

週４～５日ひまわり園を利用している４歳児および５歳児の子どもが要件を満たす場合に利用できる事業です。子どもが地域の中で他の子どもとのふれあいを通じて、心身の健全な発達を図ることを目的に実施します。実施園の集団生活を体験し、集団生活に必要なスキルを身につける支援を行います。

＜事業内容＞ ①実施は、療育専門委員会の決定に基づき行います。
②実施時間は、原則９時３０分～１２時３０分（給食終了まで）です。
③保育士、児童発達支援員のいずれかが同伴し、市内の保育園、認定こども園で療育を行います。

＜利用要件＞ 次のいずれにも該当する子どもを対象とします。
①４歳児および５歳児で、ひまわり園を原則として６か月以上利用し、療育指導を受けている子ども
②部分統合開始後もひまわり園を週４日以上利用し、療育指導を受けることができる子ども
③判断基準表に該当する子ども
④有する障害について、原則として医療行為を必要としない子ども

＜実 施 日＞ 年間　最大３０回まで
※子どもの状況および園との調整により、時間および回数が異なります。

＜令和８年度 実施予定保育園＞

実施保育園	対象児童年齢	実施人数	実施予定曜日
聖華みどり保育園	５歳児	１人	月曜日
湖北台保育園（予定）	５歳児	１人	未定
合計　２園　　２人			

（１３）統合保育制度

統合保育とは、日々の保育を必要としていないが、心身に障害を有し、保育園生活が療育に有効と判断され、要件を満たす子どもが利用できる事業です。保護者とこども発達センター、保育園の担当者の三者で定期的な話し合いをもち、保育園の集団の中で心身の発達を促すことを目的に行います。

＜利用要件＞ ①保育園生活が療育に有効な子ども
②ひまわり園を原則として６か月以上利用し、療育指導を受けている子ども
③療育専門委員会において承認された４歳児および５歳児の子ども

④週１日ひまわり園に登園が可能な子どもまたは、保育所等訪問支援事業「おひさま」の利用が可能な子ども
⑤療育手帳、身体障害者手帳または医療機関で診断を受けた子ども
⑥有する障害について原則として医療行為を必要としない子ども

２）保育所等訪問支援事業所「おひさま」

「おひさま」は、児童福祉法に定められた保育所等訪問支援事業所です。通所給付費の支給決定を受けたこども発達センターを利用している子どもが対象となり、利用契約を締結して実施されます。

発達に支援が必要な子どもが地域の中で他の子どもと共に育ちあえることを目的とし、保育所等の集団生活で適応行動を身につけ、今後の生活が拡大するよう支援します。訪問支援員はこども発達センターで指導経験のある職員であり、子ども一人一人の特性に合わせた支援を行います。

（１）利用内容

＜実施日時＞ 月曜日～金曜日　午前中の支援を主とします。ただし支援が必要な場面によっては、都度在籍園と協議し支援時間を決定します。

＜実施回数＞ 基本月１回 ／ 最大月２回（子どもの状況により異なる）

（２）利用者負担額

児童福祉法に基づき、児童発達支援の使用料を徴収します（所得に応じた負担上限額あり）。こども発達センターが納入通知書を発行し、各自で金融機関にて納入していただきます。また、国からの支援として、満３歳になって初めての４月１日から３年間、利用料が無償になります。

（３）個別支援計画の作成

児童発達支援計画（個別支援計画）については、子どもの状況を踏まえて児童発達支援管理責任者が作成します。支援開始後、子どもの状況に応じて適宜保護者や実施園と面接等を行い、個別支援計画の見直しを行います。

（４）支援内容

子どもに対する支援（直接支援）および、訪問先の職員に対する支援（間接支援）を行います。支援終了後に訪問先職員とカンファレンスを行い、保護者へ報告することで支援内容の共通理解を図ります。

（５）実施園

利用対象となる子どもが通う保育園、幼稚園、認定こども園等で行います。

３）相談支援事業所「なの花」

我孫子市相談支援事業所「なの花」では、児童福祉法に規定する障害児相談支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく指定特定相談支援事業を行います。利用者の相談には相談支援専門員が応じます。

（１）利用内容

＜実施日時＞ 月曜日～金曜日　原則８時３０分～１７時
＜対　　象＞ 児童福祉法及び障害者総合支援法のサービスを利用する方
＜利 用 料＞ 無料

（２）児童支援利用計画の相談・作成

福祉サービス等の支給決定等の申請に係る児童支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、児童支援利用計画の作成を行います。

（３）モニタリング

支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して福祉サービス等を適切に利用することができるよう、児童支援利用計画が適切であるかどうかの確認を行い、必要に応じて関係者との連絡調整、計画の変更、新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

（４）基本相談支援

子ども又は子どもの家族からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市や福祉サービス事業者等の連絡調整を行います。各種サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

家族支援の充実

発達に支援が必要な子どもを育てる家庭において、療育支援を継続的かつ効果的に行えるようにするには、保護者の「気づき」が重要です。障害や発達特性の理解促進のために保護者への支援を行います。

１．相談・調整

ケースワーカーが子どもに必要な療育に関してさまざまな相談に応じます。また、保護者の相談内容を確認し、適切なサービスが受けられるように調整し、情報提供を行います。

＜実施日時＞ 月曜日～金曜日　９時～１６時
＜事業内容＞ ①こども発達センターの窓口として、電話・来所・訪問にて相談を受け付けます。
②必要に応じて関係機関との連携・調整を図ります。
③福祉サービスや福祉の制度について情報提供をします。

２．発達評価

子どもの発達に関する特徴を客観的に把握し、保護者と共通理解し、保護者の子育てを支援します。保護者の希望により、検査や評価所見を作成の上、書面や面談にて伝えます。また検査結果は、相談・療育に生かします。

＜実施日時＞ 月曜日～金曜日　９時～１６時　予約制
＜担当職員＞ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員

＜事業内容＞ ①標準化された検査を用いて評価をします。また、必要に応じて複数の検査を実施することで、総合的な評価をします。
②理学療法士は、主に粗大運動についての評価を行います。
③作業療法士は、主に粗大・協調運動、手先の操作、感覚面について評価を行います。
④言語聴覚士は、主に構音や吃音、言語発達についての評価を行います。
⑤心理相談員は、発達検査・知能検査・行動観察により、発達全般について評価を行います。

３．発達相談

発達相談では、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員が、発達評価の結果や療育での様子から、子どもの発達状況・課題・特徴を捉え、保護者に説明と助言を行います。子どもの現状理解や障害の受容を促すことで、家族を支援します。必要に応じて、療育支援につながるよう働きかけます。

＜実施日時＞ 月曜日～金曜日　９時～１６時　予約制

＜事業内容＞ ①子どもの発達状況を、検査結果や行動観察に基づき総合的に判断し、保護者に説明します。
②保護者から子どもの家庭での様子や困りごとを聞き取り、専門的な知見から助言を行います。保護者の心配を共に考え解決していくことで、保護者の負担感の軽減や情緒的な安定につなげます。

４．学童相談

こども発達センターを利用していた子どもと保護者に対して、就学後も相談を実施します。保護者と相談の上、教育相談センターや学校と連携して、より良い学校生活を送れるよう支援します。

１）新一年生支援

小学校入学後２～３か月程経過したのちに、保護者に対して原則 LINE で案内を通知し、入学後の子どもの適応状況について確認をします。状況に応じて電話相談や学童相談、学校や学童・教育相談センターとの情報共有や学校訪問を行います。学校生活において子どもの困り感を軽減するための方法を教職員とともに検討します。

２）学童相談

こども発達センターを利用していた子どもと保護者に対し、学校生活や日常生活における困り感など様々な相談に電話または来所にて応じます。必要に応じて関係機関と連携し、安心して地域で子育てできるように支援します。

５．子育てセミナー

子どもの状況を理解することで不安や負担感を軽減し、家庭の中で生かせる療育的視点を学ぶことや、保護者の方が地域で安心して子育てができることを目的として、子育てセミナーを開催します。

＜開 催 日＞ 年１回（配信予定）

＜事業内容＞ ①主に、我孫子市在住の子育てをしている保護者を対象に行います。
②開催案内は、チラシやホームページ等を活用し広く周知します。

６．ペアレントプログラム

ライフステージを通じた保護者支援を可能とするために、保護者等が子どもの発達特性を理解し、必要な知識や対応方法を身につけるため、ペアレントプログラムを通して支援体制の充実を図ります。

７．ピアサポート

保護者同士が子どもの発達特性や障害、疾病などに関する同じ立場や経験してきたことを生かして仲間として支えあうために、ひまわり園の保護者を対象に父母会の運営を支援します。

地域支援

発達に支援が必要な子どもが、地域で健やかに成長するためには、療育機関のほかに家庭での療育や保育園・幼稚園・認定こども園、学校等で適切な関わりを受ける必要があるため、連携を図っていきます。また、民間事業所等に対してこども発達センターの持つ技術や知識を伝える機会を設けます。

１．巡回相談

幼稚園・保育園・認定こども園の園生活で、発達に支援が必要な子どもの健やかな発達を支援するために、保育者に対して保育方法や保育環境に関する助言を行います。対象人数は各園につき３名を上限とします。

＜実施回数＞ 市内私立幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育園・市外認定こども園の内、利用希望のあった園に対し、各園最大年３回実施

＜担当職員＞ 心理相談員

＜事業内容＞ ①園から事前に、相談カードで情報の提供を受けます。
②相談員が、相談のあった子どもについて観察を行い、園での対応等をカンファレンスで助言・指導をします。
③カンファレンス後、相談カードに相談員からの助言内容と実践結果を記入したものを園から提出してもらいます。

巡回相談利用対象園：
市内私立幼稚園・保育園・認定こども園２９園、市外認定こども園３園、
小規模保育園３園　合計３５園

私立保育園	幼稚園	認定こども園	小規模保育園
あびこ菜の花保育園	二階堂幼稚園	恵愛こども園	ぴくしーらんど
アンジェリカ保育園	めばえ幼稚園	柏鳳保育園	あびこ若松保育園
川村学園女子大学附属保育園	布佐台幼稚園	布佐宝保育園	羽くくむ保育園
湖北保育園		わかくさこども園	
慈紘保育園		湖北白ばら幼稚園	
聖華みどり保育園		湖北台幼稚園	
天王台さくら保育園		つくしの幼稚園	
天王台ななほ保育園		ひかり幼稚園	
天王台双葉保育園		わだ幼稚園	
根戸保育園			

東あびこ聖華保育園 双葉保育園 ぽけっとランドあびこ保育園 ミルキーホーム天王台園 禮和保育園 つばめ保育園 めばえの森保育園		（柏市） とみせ幼稚園 手賀の丘幼稚園 柏ひがし幼稚園 ※相談対象は我孫子市 在住の子どもに限る	

２．施設訪問相談

保護者及び幼稚園、保育園、認定こども園、学校、民間事業所からの依頼をもとに、必要に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員、児童発達支援員、保育士が保育園、幼稚園、認定こども園、学校、民間事業所等を訪問します。保育環境や学校等の生活の中での対応について保育者、教員等に相談、助言指導を行います。

３．実習生・体験学習の受け入れ

専門職員の育成に貢献するため、実習生（学生）の受け入れを行います。また、保育園、認定こども園等の保育士、小学校教員の知識・技術の向上のために体験学習や研修の受け入れをします。

４．視察対応

市内事業所・学校・関係機関や他県、他市町村等からの見学や視察の受け入れを行います。こども発達センターの施設案内や事業説明、希望により、ひまわり園や個別・集団療育の見学等の対応をします。

５．講師としての職員派遣

地域支援の一環として、教育機関、民間事業所、福祉団体等へ子どもの発達支援について等の講師派遣を行います。

６．すくすく学習会

地域で障害をもつ子ども及び発達が気になる子どもへの理解を広めることを目的に開催します。発達に支援が必要な子どもが地域で暮らすためのより良い環境づくりの一環として、地域の保育・教育・療育機関の職員に療育に関する知識を提供します。こども発達センター内の職員研修の機会としても活用しています。その内容を録画し、後日外部参加者向けにオンデマンド配信を予定しています。

＜開 催 日＞ 年４回

＜事業内容＞ ①主に、幼稚園・保育園・認定こども園・障害児通所支援事業所・学童保育室等の職員を対象に開催します。

②参加者の募集は、メール・郵送で開催を通知し、ちば電子申請サービスを利用します。

７．障害児通所支援事業所に対する地域支援事業

地域の障害児通所支援事業所（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所）に対するスーパーバイズ・コンサルテーションを実施します。

保護者や事業所からの依頼をもとに、地域の障害児通所支援事業所と情報共有、必要に応じて事業所に訪問します。支援者に対して、支援内容の確認や助言、障害や発達特性の理解を促し、関わり方や環境調整に関する指導、助言を行い、サービスの質の向上や不正、虐待の防止に努めます。

＜実施対象＞ 我孫子市内の障害児通所支援事業所
※我孫子市に在住する児童が在籍する場合は市外の事業所も対象とします

＜担当職員＞ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員、ケースワーカー

＜事業内容＞ ①保護者や事業所から支援の申し込みを随時受け付けます。
②相談内容に適した担当職員を決定し、訪問や電話にて助言・指導を行います。
③回数、方法は相談内容に合わせて決定します。

移行支援

こども発達センターを利用している子どもが、幼稚園、保育園、認定こども園、学校等に入園、入学する際、保護者が子どもに適した就園・就学先を選択できるよう相談を行っています。

１．就園説明会

ひまわり園を利用している未就園児（５歳児を除く）の保護者に対して就園説明会を開催し、幼稚園や保育園、認定こども園に関する情報提供を行います。また、随時、就園についての相談を受けます。

＜担当職員＞ 児童発達支援管理責任者、心理相談員、ケースワーカー

２．就学相談

保護者が子どもに適した就学先を選択できるように、就学に関する相談を受けます。教育委員会や特別支援学校から提供があった、特別支援学級や特別支援学校の案内を保護者に配布します。

また、就学に際して、希望者に対し「就学支援シート」を保護者に発行します。保護者を通して、子どもにかかわる情報の共有を小学校や学童保育室等と図ります。加えて、保護者から同意を得た子どもについて、必要に応じて小学校への引き継ぎや、入学後の情報提供を行います。

＜担当職員＞ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員、ケースワーカー、保育士、児童発達支援員

※子どもの適正な就学について話し合う場として、教育支援委員会が７月、１０月、１１月に計４回開催されます。教育支援委員会には療育機関の専門委員として、こども発達センター所長、就学担当職員が出席します。

３．「ライフサポートファイル」配布事業

我孫子市に住む発達に支援が必要な子どもとその保護者を対象にライフサポートファイルを配布します。

より多くの市民に啓発・普及するために「ライフサポートファイル部会」を開催し、様式を適宜見直しし、活用方法について検討していきます。

システム・整備

障害や障害特性の早期発見、療育支援・家族支援・地域支援の充実、発達に支援が必要な子どもに対する教育施策と関連するライフステージに応じた切れ目のない支援を目的に、関係機関が効果的に連携する仕組みとして療育・教育システムを構築しています。

また、こども発達センターの施設利用者が安全かつ、効率良く利用できるよう施設の維持管理・運営を行っています。

１．療育・教育システム連絡会

療育・教育システムを推進するため、療育・教育システム連絡会を年３回開催します。下部組織として作業部会をライフステージごとに立ち上げ、現場の意見を各作業部会で取りまとめ、当連絡会で協議していきます。また、子ども発達支援計画の進行管理をします。

＜事 務 局＞ 教育相談センター、子ども相談課（主担当）、こども発達センター

＜委員構成＞ 社会福祉課、健康づくり支援課、障害者支援課、子ども支援課、保育課、子ども相談課、教育委員会総務課、教育委員会指導課、教育委員会学校教育課、教育相談センター、小中学校校長会、特別支援学校長、幼稚園長、公立・私立保育園長、こども発達センター

＜部　　会＞ 療育専門委員会、就学移行期部会、学齢期部会、児童通所支援部会、ライフサポートファイル部会、医療的ケア児等支援部会

１）療育専門委員会

こども発達センター及び保育園を利用する発達に心配のある子どもについての支援内容等を検討するため、療育専門委員会を開催します。

なお、下部組織として障害児保育研究会を設置しています。障害児保育を円滑に推進する一助として、保育及び療育現場職員の育成と現場における問題解決のための研修計画の立案とその運営を目的として開催します。

＜関係機関＞ 保育課、子ども相談課、こども発達センター

２）就学移行期部会

幼稚園、保育園、認定こども園などに通っている就学前から就学に至るまでの子どもを対象に、スムーズに就学を迎えられ、切れ目のない支援が行えるようなシステムの検討を行います。部会は適宜開催し、議題に沿って必要な関係機関の方を招集します。

＜関係機関＞ 教頭会代表（小学校）、幼保小連携担当指導主事、幼稚園・保育園・認定こども園副園長、保育課、教育相談センター、こども発達センター

３）学齢期部会

小中学生を対象に、教育相談センターや学校、学童保育室などで情報を共有し、連携をスムーズに行うことができるようなシステムの検討を行います。部会には議題に沿って必要な関係機関の方を招集します。

＜関係機関＞ 教頭会代表（中学校）、特別支援学校、特別支援教育コーディネーター代表、養護教諭部会代表、子ども相談課、子ども支援課（学童保育）、教育相談センター

４）児童通所支援部会

こども発達センターと民間の障害児通所支援事業所の連携と質の向上を図るためのシステムの検討を行います。

＜関係機関＞　子ども相談課、障害児通所支援事業所、こども発達センター

５）ライフサポートファイル部会

我孫子市に住む発達に支援が必要な子どもとその保護者を対象にライフサポートファイルを配布します。様式や活用方法について検討を行います。

＜関係機関＞ 子ども支援課、子ども相談課、保育課、健康づくり支援課、障害者支援課、教育委員会指導課、教育相談センター、こども発達センター

６）医療的ケア児等支援部会

医療的ケア児やその家族を支援する多職種による連携体制を構築するための「医療的ケア児等支援の協議の場」として、各機関、所属においての現状の把握や情報共有、ネットワークの構築、支援体制の整備等協議を行います。

現状の課題を把握するためにニーズ調査を実施します。

＜関係機関＞ 保健、医療、福祉、保育、教育、その他の機関の関係者

２．施設整備

こども発達センターは、発達に支援が必要な子どもが、家庭や地域で日常生活を円滑に送れるように、療育や指導を通して、必要な動作や技術を身につけることや心身の発達の支援を行います。その為に、療育的視点で環境を整え、安全で安心して利用できるよう施設整備を行います。

故障が目立ってきたマイクロバスの買い替えを行います。

３．千葉県障害児等療育支援事業の受託

県より委託を受け千葉県障害児等療育支援事業を実施しています。本事業は、千葉県内の在宅の障害児等を対象に障害児(者)施設の機能を活用して、早期診断、適切な療育を実施し、また在宅の障害児等または家族に対し、適切な相談支援を実施することにより、身近な地域で療育指導、療育相談が受けられる療育支援体制の充実を図ることを目的とする事業です。

我孫子市こども発達センターでは、「訪問療育支援事業」「外来療育支援事業（個別)」「外来療育支援事業（集団)」「施設支援事業」の４つの事業を受託しています。

４．千葉県通園施設連絡協議会

千葉県通園施設連絡協議会の主な目的は、早期療育の対象となる子どもの福祉の向上と、その事業に関与する施設の発展、充実を図ることです。専門職ごとに部会を作り研修を実施しています。部会は、療育部会、保健部会、PT・OT 部会、給食部会、ST・心理部会があります。